法規的告示

○内閣府告示第九十九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　東海旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　日本電信電話株式会社　東日本電信電話株式会社　西日本電信電話株式会社　日本郵便株式会社　東京瓦斯株式会社　大阪瓦斯株式会社　東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　岩谷産業株式会社　アストモスエネルギー株式会社　株式会社ジャパンガスエナジー　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社	国立研究開発法人防災科学技術研究所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　独立行政法人水資源機構　独立行政法人都市再生機構　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　日本銀行　日本赤十字社　日本放送協会　電力広域的運営推進機関　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　東海旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　日本電信電話株式会社　東日本電信電話株式会社　西日本電信電話株式会社　日本郵便株式会社　東京瓦斯株式会社　大阪瓦斯株式会社　東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　岩谷産業株式会社　アストモスエネルギー株式会社　株式会社ジャパンガスエナジー　ＥＮＥＯＳグローブ株式会社

附　則

この告示は、公布の日から施行する。